

長谷川野球場利用案内

(供用開始は、令和8年4月1日(水)～となります。)

本野球場は、地域の皆さまに安全・快適にご利用いただくため、以下の内容をご確認のうえ、ご利用ください。

1. 利用できる方

本野球場は、有田川町民および有田市民の皆さまにご利用いただける施設です。

※営利を目的とした利用や、対象者以外のみでのご利用はできません。

2. 利用料について

利用料は、無料です。地域のスポーツ振興を目的とした施設として、どなたでも気軽にご利用いただけます。

3. 利用時間

原則として日中のみの利用となります。

夜間照明設備は、ありません。

雨天時やグラウンド状況によっては、利用をお控えいただく場合があります。

4. 利用申請方法

ご利用の際は、利用申請をお願いします。

申請方法の詳細については「別記野球場の利用申請方法について」をご確認ください。

※申請状況によっては、ご希望に添えない場合があります。あらかじめご了承ください。

5. ご利用時の禁止事項・注意事項

別記「ご利用上の注意と禁止事項」をご確認ください。

6. その他

施設や設備を破損した場合は、修繕等をお願いすることがあります。

記載のない事項については、管理者の案内・指示に従ってください。

問い合わせ先

有田周辺広域圏事務組合 クリーンセンター管理事務所
TEL : 0737-32-4451